

# 東日本大震災の発生に伴う緊急対策

- 1 東日本大震災発生に伴う主な特例措置
- 2 東日本大震災に伴う特別労働相談の状況
- 3 避難所等における制度の周知等
- 4 被災した新卒者等に対する就職支援の取組

## [参考資料]

- 1 特別労働相談 リーフレット  
(労働者向け、事業主向け)
- 2 がれき処理における留意事項 リーフレット  
(がれき処理作業員向け、事業者向け)
- 3 平成 23 年度 厚生労働省  
第 1 次補正予算(案)の主な概要

# 1 東日本大震災発生に伴う主な特例措置

## 雇用調整助成金の取扱い

○ 東北地方太平洋沖地震に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合に適用

- 従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無いなどのために事業活動が縮小した。
- 事業所、設備等が損壊したが、早期の修復が不可能で生産量が減少した。
- 風評被害により観光客が減少したり、農産物の売上が減少した。

など

○ 当該休業に係る休業手当相当額の一部（中小企業で原則8割）を助成。また、既に雇用調整助成金を利用している事業主が東北地方太平洋沖地震の影響を受け休業を行う場合も助成対象となる。

## 雇用保険失業給付の特例措置

○ ハローワークに来所できない方々の「失業の認定日」の取扱い

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため指定された失業の認定日にハローワークに来所できない場合、電話連絡等で失業の認定日を変更。

○ 居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続き

交通の途絶、遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できない場合、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きが可能。

○ 災害時における雇用保険の特例措置

- ① 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険基本手当）を受給できる。
- ② 災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できる。

## 労災保険手続の特例措置など

### ●労災保険手続の特例措置等

○ 地震や津波により建物が倒壊したこと等が原因で被災した場合の労災認定

○ 労災保険給付請求書について、事業場を管轄する署以外の署においても受け付ける。

○ 労働者が労災保険指定医療機関を受診する場合、「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（様式第5号）の代わりに、任意様式に氏名、簡単な災害発生状況等一定事項を記載して提出すれば受診できる。

### ●「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」

○ 被災事業場において使用者が守らなければならない事項等労働基準法の一般的な考え方等についてQ&A集にとりまとめたもの。

第1版は地震に伴う休業に関する取扱いについてまとめており、今後賃金、解雇等について使用者が守らなければならない事項についても順次公表される予定。

## 未払賃金立替払制度など

### ●未払賃金立替払制度

○ 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化等を行う。

### ●労働保険料の納付期限延長・猶予

○ 労働保険料の納付期限の延長・猶予を行う。

## 2 東日本大震災に伴う特別労働相談、制度周知等の状況[岩手労働局]

### (1) 特別労働相談の実施状況

#### ア 岩手労働局特別労働相談

岩手労働局では、労働局、各労働基準監督署・ハローワークに特別労働相談窓口を設置して、震災に係る特別労働相談を実施。(表1及び表2を参照)

- ・ 4月22日までの総数(表1)は、20,874件。このうち事業主からの相談が8,992件(43.1%)、労働者からの相談が11,882件(56.9%)となっている。
- ・ 当初は事業主からの雇用維持等に関する相談の割合が高かったが、最近では求職者給付の特例措置に関する相談の割合も増えている。また、労働者からの相談としては求職申込みに関するものが多く、最近では全体の約半数を占めるに至っている。
- ・ 沿岸部と内陸部とを比較(表2)すると、ハローワークでは沿岸4所の相談件数が内陸6所の3倍強に達している。

また、相談内容をみると、雇用の維持に関する相談は内陸のハローワークの方が多いのに対し、求職者給付の特例措置に関する相談や求職申込みに関する相談は沿岸のハローワークの方が圧倒的に多くなっている。

監督署では、沿岸3署の相談件数が内陸4署に匹敵するものとなっているが、相談内容には顕著な差は見られない。

#### イ 休日電話相談

アのほか、岩手労働局において休日電話相談を実施(土、日、祝日午前9時~午後5時)。

電話 019-604-3002 フリーダイヤル 0120-980-783 0120-948-977

- ・ 受付件数 242件(3月26日~4月24日。事業主134件、労働者108件)

### 3 避難所等における制度の周知等

#### (1) 避難所等における出張労働相談の実施

労働基準監督署、ハローワーク等の窓口へ出向くことが難しい被災者を対象に、市町村等と協力し避難所等へ出張労働相談を実施。

- ・ 実施箇所 49箇所（3月29日～4月27日）  
相談件数 304件（労働基準関係132件、職業安定関係172件）
- ・ 今後、出張回数、地域を拡大・増加して実施する方針。  
また、監督署、ハローワークが設置されていない陸前高田市、山田町、大槌町については、定期開催を行っていく。

- ・ 出張相談は可能な限り、関係機関が参加する「ワンストップサービス」方式で実施。

このため、4月7日に岩手県（災害対策本部）、岩手労働局、盛岡年金事務所、岩手県社会福祉協議会、東北厚生局岩手事務所等を構成員とする「ワンストップサービス調整チーム」を立ち上げ。チーム構成員のほか、市役所、商工会議所、税務署、信用保証協会、社労士会等の協力も仰いでいく。



【出張相談（4月15日陸前高田市商工会仮事務所）】

#### (2) 避難所における壁新聞の掲示

自治体の災害対策本部を通じて、県内すべての避難所に配布し、掲示を依頼。

サイズ：模造紙大のもの  
内容：求職者給付の特例措置、雇用調整助成金の特例、未払賃金の立替払、労災保険給付等に関する情報  
実施日：3月29日発送

#### 【避難所での壁新聞の掲示】



(3) 岩手局版リーフレットの作成、配布

震災に関連する施策をひとつにまとめたリーフレットを作成し、署・所及び避難所等において配布（被災者向けと事業主向けの2種類を作成）。（別添1、2参照）

(4) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への広報依頼及び岩手労働局ホームページの活用

## 5月 出張相談計画一覧

4月27日現在

日	月	火	水	木	金	土
1 電話相談 労働局企画室 9:00～17:00 ハローワーク開庁 10:00～17:00	2 安渡小学校 11:00～14:00 寺野弓道場 11:00～14:00 甲子中学校 10:30～15:00 大沢小学校 11:00～14:00 末崎中学校 10:30～14:30	3 電話相談 労働局企画室 9:00～17:00 ハローワーク開庁 10:00～17:00	4 電話相談 労働局企画室 9:00～17:00 ハローワーク開庁 10:00～17:00	5 電話相談 労働局企画室 9:00～17:00 ハローワーク開庁 10:00～17:00	6 吉里吉里小学校 11:00～14:00 浜川目集落 11:00～14:00 末崎小学校 10:30～14:30 福祉の里センター 10:30～15:00 野田中学校 11:00～14:00	7 電話相談 労働局企画室 9:00～17:00 ハローワーク開庁 10:00～17:00
8 電話相談 労働局企画室 9:00～17:00 ハローワーク開庁 10:00～17:00	9	10 大槌町 中央公民館 10:00～15:00	11 山田町 山田町商工会 10:00～15:00 野田村 役場村民ホール 10:00～15:00	12 陸前高田 商工会仮事務所 11:00～14:00	13	14 電話相談 労働局企画室 9:00～17:00 ハローワーク開庁 10:00～17:00
15 電話相談 労働局企画室 9:00～17:00 ハローワーク開庁 10:00～17:00	16 滝沢村 滝沢ふるさと交流館(談話室) 10:00～15:00	17 大槌町 中央公民館 10:00～15:00	18 山田町 山田町商工会 10:00～15:00	19 陸前高田 商工会仮事務所 11:00～14:00	20	21 電話相談 労働局企画室 9:00～17:00 ハローワーク開庁 10:00～17:00
22 電話相談 労働局企画室 9:00～17:00 ハローワーク開庁 10:00～17:00	23	24 大槌町 中央公民館 10:00～15:00	25 山田町 山田町商工会 10:00～15:00	26 陸前高田 商工会仮事務所 11:00～14:00	27	28 電話相談 労働局企画室 9:00～17:00 ハローワーク開庁 10:00～17:00
29 電話相談 労働局企画室 9:00～17:00 ハローワーク開庁 10:00～17:00	30	31 大槌町 中央公民館 10:00～15:00				

※土・日・祝祭日に開庁するハローワークは、釜石所、宮古所、大船渡所、久慈所の4か所。